学校法人越原学園 役員の退職金支給に関する規程

平成 11 年 10 月 20 日 制定 令和 2 年 4 月 1 日 最終改正

第1条(趣旨)

学校法人越原学園(以下「法人」という)の役員が退職した場合の退職金に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

第2条(給与対象)

この規程の役員とは、法人寄附行為第6条の規定に基づく次の各号の役員とする。

- (1) 理 事
- (2) 監事

第3条 (在職期間の計算)

- 1 役員としての在職期間の計算は、役員に任命の月から退任の月までの月計算とする。
- 2 勤続在職期間に6か月以上1年未満の端数月が生じた場合は、1年とする。

第4条 (再任時の措置)

- 1 役員が任期満了後、引き続き同一の役員に再任命されたときの在職期間は、前任期間と後任期間とを通算する。
- 2 役員が任期満了後、引き続き異なる役員に任命されたときは、異なる役員毎の在職期間とし、通算しない。

第5条(退職金の額)

理事長の退職金の額は、別表の退職手当基準報酬額に、理事長としての在職年数を乗じて得た額とし、理事長を除く役員の退職金の額は、同基準報酬額に、同一役員としての在職年数を乗じて得た額の2分の1の額とする。

第6条(退職金の支給)

- 1 退職金は、本人に支給する。
- 2 本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

第7条(遺族の範囲及び順位)

- 1 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者の外、役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた 親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる 者にあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、 実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。
- 3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して 支給する。

第8条(退職金支給制限)

役員が法人の寄附行為第11条第1項第1号及び第3号の規定により、解任され退職したときは、退職金は支給しない。

第9条 (規程の改廃)

この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て、理事長が行う。

(別 表) 退職手当基準報酬額

理 事 長	1,000,000円
副理事長	950,000円
常務理事	900,000円
上記以外の常勤の 理 事	600,000円
非常勤理事	500,000円
監事	400,000円